

# 青森県報

第四千二百八十号

平成二十九年  
三月二十九日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

公有水面埋立て工事のしゅん功認可	（漁港・漁場整備備課）	一
証紙売りさばき人の業務の廃止の届出	（会計管理課）	二
漁船保険付保義務の発生	（下北地域 県民局）	二
大規模小売店舗の変更の届出	（商工政策課）	三
農用地利用配分計画の認可申請	（構造政策課）	四
出先機関		
土地改良区の役員の退任	（三八地域 県民局）	七
土地改良区の定款変更の認可	（西北地域 県民局）	七
教育委員会		
非常勤職員給与支給規程の一部を改正する訓令	（職員福利課）	七
公安委員会		
青森県道路交通規則の一部を改正する規則	（交通規制課）	八
指定講習機関（初心運転者講習）の指定	（運転免許課）	八
指定講習機関の行う初心運転講習の休止	（同）	九

## 告

## 示

### 青森県告示第二百三十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成二十六年六月三十日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成二十九年三月十七日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで六ヶ所村役場に備え置いて閲覧に供される。

平成二十九年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一  
青森市長島一丁目の一  
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一  
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

上北郡六ヶ所村大字泊字泊山一番一七三から一番一七五及び上北郡六ヶ所村大字泊字焼山九九六番から九九七番に隣接する地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から④の地点までを順次に結んだ線及びの地点と④の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 X座標 プラス一三三三九三・八〇四

の地点 Y座標 プラス四七七一・三二七

の地点 X座標 プラス一三三三七〇・四四六

の地点 Y座標 プラス四七一五五・四三四

の地点 X座標 プラス一三三三七六・一三六

の地点	Y座標	プラス四七二二二・六二四
	X座標	プラス二二三三八一・七五二
の地点	Y座標	プラス四七二二三・九八〇
	X座標	プラス二二三三三三・〇九四
の地点	Y座標	プラス四七二二八・五四四
	X座標	プラス二二三三七九・一七五
の地点	Y座標	プラス四七二二七・四〇〇
	X座標	プラス二二三三〇二・一五八
の地点	Y座標	プラス四七二〇九・四九六
	X座標	プラス二二三三〇四・八六〇
の地点	Y座標	プラス四七〇九五・一一四
	X座標	プラス二二三二二二・二二二
の地点	Y座標	プラス四七〇九三・二四三
	X座標	プラス二二三二四四・〇八九
の地点	Y座標	プラス四七〇九一・三八一
	X座標	プラス二二三二四〇・一五三
の地点	Y座標	プラス四七〇八五・六六九
	X座標	プラス二二三二四一・二一六
の地点	Y座標	プラス四七〇九三・七七三
	X座標	プラス二二三二四二・〇二三
の地点	Y座標	プラス四七〇九二・四九〇
	X座標	プラス二二三二四〇・七・六〇八
の地点	Y座標	プラス四七〇〇一・一九六
	X座標	プラス二二三二四〇一・八〇一
の地点	Y座標	プラス四七二二八・一七五
	X座標	プラス二二三二四〇〇・八二二
の地点	Y座標	プラス四七二二七・九八四
	X座標	プラス二二三二四〇〇・五二二
の地点	Y座標	プラス四七二二九・四〇六
	X座標	プラス二二三三九九・九二四
の地点	Y座標	プラス四七二二七・九七二
	X座標	プラス二二三三八九・六二八

3 面積

三、八二二・六八平方メートル

の地点	Y座標	プラス四七二二三・二六九
	X座標	プラス二二三三九四・五六一
⑲の地点	Y座標	プラス四七二四四・一六二
	X座標	プラス二二三三九〇・二三三
⑳の地点	Y座標	プラス四七二四九・四〇六
	X座標	プラス二二三三九四・一〇三
㉑の地点	Y座標	プラス四七二五二・五四九
	X座標	プラス二二三三九五・五八六
㉒の地点	Y座標	プラス四七二五六・四四〇
	X座標	プラス二二三三九五・六五七
㉓の地点	Y座標	プラス四七二五六・六二五

青森県告示第百三十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十九年二月二日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名  
五所川原市金木町芦野八四の六四五  
中谷 定雄

青森県告示第百三十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
下北郡東通村大字尻労字天神林三九の一 下北郡東通村大字尻労字尻労八の二 下北郡東通村大字尻労字小倉一〇の四	尻 労
林 孝志 向 井 正喜 吉 野 正男	

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変 更 日
(仮称)十和田複合商業施設 十和田市東一番町七の一―外	十和田複合商業施設 十和田市東一番町七の一―外	平成 二九・三・二五

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

2 株式会社創建ホーム

十和田市東二十三番町の一

代表取締役 中野渡健一

3 金京源

十和田市東二十三番町一〇の二六

4 金英輝

十和田市東十四番町四の四の六

5 芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区三崎町三丁目三の二三

代表取締役 辻田泰徳

三 届出年月日

平成二十九年三月十五日

四 届出書の縦覧

1 場所 青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

平成二十九年三月二十九日から同年七月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十九年七月二十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

農用地利用配分計画の認可申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告し、青森県農林水産部構造政策課においてこの公告の日から二週間一般の縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画の利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者	土地	申請認可日
花田悦子	黒石市大字後大工町一	黒石市大字黒石字浄光寺四	平成 二〇 二〇	
石澤孝知	黒石市くみの木一丁目 八四	黒石市くみの木北八三ほか 二筆		
小森和彦	平川市高木原田一一三 の二	黒石市大字浅瀬石字稲村一 八九の二		
長谷川耕一	つがる市木造三ツ館高 倉五六の二	つがる市木造下福原吉見九 五ほか三筆		
小笠原俊也	つがる市木造下福原山 ノ井九八	つがる市木造下福原篠原二 三四		
前田正廣	五所川原市金木町神原 桜元一九の一	つがる市稲垣町下繁田磯浮 二一一		
尾野聡	つがる市稲垣町豊川酒 田四五	つがる市稲垣町穂積鶴見里 二二ほか五筆		
笹田進	つがる市下牛瀧町鶴舞 岬一七の一	つがる市牛瀧町田光范一七 九ほか三筆		
有限会社小関 商事	つがる市柏広須藤枝二 〇の一	つがる市柏桑野木田米本二 一ほか四筆		
高橋純一	つがる市木造永田高田 八の二	つがる市木造大畑朽葉二三 〇ほか三筆		
葛西茂	つがる市森田町中田小 槌二	つがる市森田町山田稲村四 一ほか四筆		

石岡勝博	つがる市森田町森田月 見野三五六の一 見野丘団地特二	つがる市森田町山田豊秋六 六ほか一筆	
常川圭太	つがる市稲垣町福富笹 苅二二	つがる市稲垣町沼館掛橋八 〇の四五ほか六筆	
蝦名賢造	つがる市稲垣町豊川宮 藤二八	つがる市稲垣町沼館掛橋八 〇の一二五ほか六筆	
石岡勝博	つがる市森田町森田月 見野三五六の一 見野丘団地特二	つがる市森田町山田米倉二 一	
黒滝彰	つがる市稲垣町繁田母 衣掛三三の二〇	〇つがる市稲垣町繁田繁森五	
黒滝彰	つがる市稲垣町繁田母 衣掛三三の二〇	つがる市稲垣町繁田二五二 ほか七筆	
葛西徹哉	つがる市木造豊田網代 四の一	つがる市木造川除千刈九一 ほか三筆	
小笠原繁	つがる市稲垣町沼崎泉 水五七の一	つがる市稲垣町福富山吹八 六ほか四筆	
木村仁	つがる市柏鷺坂清見八 四の一	つがる市柏鷺坂清見一六〇 ほか五筆	
佐々木敬藏	つがる市稲垣町千年上 鹿島五の一	つがる市稲垣町千年上鹿島 二二の二二ほか三筆	
佐々木敬藏	つがる市稲垣町千年上 鹿島五の一	つがる市下牛瀧町鷺沼一四 五ほか三筆	
工藤大志	〇つがる市車力町老森六 の二	つがる市車力町屏風山一の 三七ほか二筆	
坂本淳也	つがる市牛瀧町塚野沢 七〇	つがる市車力町川林一一四 ほか二筆	
岩澤範行	八戸市大字櫛引字一日 市九八の二	八戸市大字八幡字上鶴対三 の八	
株式会社岡本	十和田市東十三番町二 九の二	〇ほか一筆	
株式会社岡本	十和田市東十三番町二 九の二	〇ほか一筆	
株式会社岡本	十和田市東十三番町二 九の二	八戸市大字櫛引字石ケ沢一 八〇のうち	





十和田アグリ株式会社	十和田市大字相坂字長漕四〇の一	上北郡六戸町大字折茂字今熊一七二三	"
川口英康	上北郡おいらせ町下屋敷二	上北郡おいらせ町堤田二一六の一ほか一筆	"
有限会社マルシヨウ農園	上北郡おいらせ町豊栄二丁目一四四	上北郡おいらせ町東下谷地五五四の一	"
奥寺治	上北郡おいらせ町一川目四丁目一二七の八七	上北郡おいらせ町深沢平七八六の一ほか一筆	"
馬場孝一	上北郡おいらせ町西下谷地三一の一	上北郡おいらせ町西下谷地四七三	"
有限会社マルシヨウ農園	上北郡おいらせ町豊栄二丁目一四四	上北郡おいらせ町東下谷地五五二の一ほか一筆	"
鳥谷部正光	三戸郡五戸町字蛭川村八六の四	三戸郡五戸町字蛭川村二一の一ほか二筆	"
大久保徳治	三戸郡五戸町字古館下川原二七の七	三戸郡五戸町字蛭川村二六〇ほか二筆	"
大久保徳治	三戸郡五戸町字古館下川原二七の七	三戸郡五戸町字蛭川村二四〇	"
佐々木友彦	三戸郡五戸町大字切谷内字向田二二の二	三戸郡五戸町大字切谷内字大久木一の一	"
佐々木友彦	三戸郡五戸町大字切谷内字向田二二の二	三戸郡五戸町大字切谷内字大久木一の一	"
竹洞信一	三戸郡五戸町大字倉石中市字浦田三九	三戸郡五戸町字幸ノ神一一ほか一筆	"
滝沢修	三戸郡田子町大字田子字下モ鳴滝七一の二	三戸郡田子町大字田子字下田子上三川原八三	"

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、市川土地改良区から、次のとおり役員 の 退任 の 届出 が あつ た の で、同条第十七項の規定

により公告する。

平成二十九年三月二十九日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
監 事	鈴木 鉄安	八戸市大字市川町字下川原二	平成 元 年 一 月

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市浦土地改良区の定款の変更を平成二十九年三月十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十九年三月二十九日

西北地域県民局長 山 本 馨

教 育 委 員 会

青森県教育委員会訓令甲第一号

非常勤職員給与支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日

青森県教育委員会

非常勤職員給与支給規程の一部を改正する訓令

非常勤職員給与支給規程（昭和三十六年八月青森県教育委員会訓令甲第七号）の一

部を次のように改正する。

第二条第一号中「六千円」を「六千二十円」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「二千七百八十円」を「二千七百九十円」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

### 公 安 委 員 会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十九日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

青森県公安委員会規則第四号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二一般国道四号の項中「二丁目」を「二丁目」に改め、同表一般国道七号の項中「二丁目」を「二丁目」に、「矢田前字弥生田」を「平新田字森越」に改め、同表一般国道四十五号の項中

青森県八戸市大字妙字大開三番地五十九から

青森県八戸市大字十日市字上谷地四番地一まで

を

青森県八戸市大字櫛引字長平六番地二から

青森県三戸郡階上町大字道仏字鹿糠八番地八まで

青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢六十番地七百一十三から

青森県上北郡東北町大字大浦字南平二番地八十七まで

に改め、同表一般国道百一号の項中

青森県青森市浪岡大字徳才子字山本百五番地三から  
青森県五所川原市大字福山字広富四十五番地四まで

を

青森県青森市浪岡大字徳才子字山本百五番地五十九から

青森県つがる市柏稲盛岡本九十七番地一まで

青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野二百三十四番地一から

青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三百八十四番地六まで

に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

青森県公安委員会告示第三十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の四第一項第二号の規定により、平成二十九年三月二十一日次のとおり指定講習機関を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第三条の規定により公示する。

平成二十九年三月二十九日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

氏名又は名称	住 所	法人代表者の 氏名	事務所の名称	事務所の所在地	特定講習の種別
株式会社青森東部自動車学校	青森市原別八丁目一番一号	高橋博剛	青森東部自動車学校	青森市原別八丁目一番一号	準中型自動車免許に係る初心 運転者講習
株式会社ムジコ・クリエイト 青森モーターズスクール	青森市妙見一丁目一番二号	新戸部 八州男	青森モーターズスクール	青森市妙見一丁目一番二号	準中型自動車免許に係る初心 運転者講習
三八オートスクール株式会社	八戸市大字長苗代字中坪一〇七番地二	市川 安 男	三八オートスクール 八戸	八戸市大字長苗代字中坪一〇七番地二	準中型自動車免許に係る初心 運転者講習
株式会社ムジコ・クリエイト 八戸モーターズスクール	八戸市石堂四丁目七番三二号	新戸部 八州男	八戸モーターズスクール	八戸市石堂四丁目七番三二号	準中型自動車免許に係る初心 運転者講習
株式会社ムジコ・クリエイト 弘前モーターズスクール	弘前市大字和泉一丁目三番地の 一	新戸部 八州男	弘前モーターズスクール	弘前市大字和泉一丁目三番地の 一	準中型自動車免許に係る初心 運転者講習
株式会社ディーエス開発ニツ 矢自動車学校	弘前市大字石渡一丁目三番地の 一	工藤 武 義	三ツ矢自動車学校	弘前市大字石渡一丁目三番 地の 一	準中型自動車免許に係る初心 運転者講習
株式会社十和田中央モーター ズスクール	十和田市東十四番町五二番一号	丸井 春 彦	十和田中央モーターズ スクール	十和田市東十四番町五二番一 号	準中型自動車免許に係る初心 運転者講習
株式会社ディーエス開発三沢 自動車学校	弘前市大字石渡一丁目三番地の 一	工藤 武 義	三沢自動車学校	三沢市南町二丁目三二番地一 六〇号	準中型自動車免許に係る初心 運転者講習
株式会社エスティック	むつ市南町二番四号	古川 徳 穂	下北自動車学校	むつ市南町二番四号	準中型自動車免許に係る初心 運転者講習

青森県公安委員会告示第三十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十条の規定により、指定講習機  
関五所川原モーターズスクールの特定講習の休止を許可したので、指定講習機関に關す  
る規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第十四条第二項の規定により告示する。

平成二十九年三月二十九日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 休止しよつとする特定講習の種別

普通自動車、普通二輪車及び原動機付自転車に係る初心運転者講習

二 休止しよつとする期間

平成二十九年四月一日から平成二十九年十月十日まで

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭